

最高裁秘書第2771号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2485号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成19年5月28日付け総務局第三課長事務連絡「警察署以外の留置施設に留置されている者に対する送達時における送達報告書の記載について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー01)

平成19年5月28日

高等裁判所民事首席書記官 殿

高等裁判所刑事首席書記官 殿

地方裁判所民事首席書記官 殿

地方裁判所刑事首席書記官 殿

家庭裁判所家事首席書記官 殿

家庭裁判所少年首席書記官 殿

家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 西澤光男

警察署以外の留置施設に留置されている者に対する送達時に  
おける送達報告書の記載について（事務連絡）

標記の取扱いについて、過日、当課に対して下記1の照会がありましたが、これ  
については、下記2のとおりと考えますので、お知らせします。

なお、本照会回答は、刑事施設に収容されている者又は警察署に置かれる留置施  
設に留置されている者に対する送達の場合には影響がありません。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。

### 記

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年  
法律第58号）の施行により、警察署以外の留置施設に留置されている者に対する  
送達は、警察本部長から留置業務管理者として指名された者を受送達者として  
行うこととなるが（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第16条、  
第286条、民事訴訟法第102条第3項参照）、この場合、送達報告書の「受

「送達者」欄の記載につき次のいずれによるのが相当でしょうか。

- (1) 留置施設に対し、留置業務管理者として指名されている者の官職名を確認したうえ、受送達者欄に「○○県警察本部留置管理課長」等と記載する。
- (2) 上記の官職名を確認せず、「○○県警察本部留置業務管理者」と記載する。

2 いずれの方法も差し支えないと考えます。